

16. 犬山市

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書(回答)

【陳情事項】 一★印が懇談の重点項目です

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。(福祉課)

【回答】

生存権の確保を基本とし、住民が健康で文化的な生活を営むことができるよう、社会保障施策の推進を図っていきます。

②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。(福祉課)

【回答】

国の動向を注視しつつ、地域の特性にあつた住民福祉の増進に努めていきます。

③地域主権改革関連法(第1次～第3次分)による義務付け・枠付への見直し(最低基準の見直し)について、現行の基準を引き下げることなく、住民サービス充実の視点から基準の向上をめざしてください。(長寿社会課・都市計画建築課・総務課ほか)

【回答】

現行の基準を引き下げる考えはありません。

★④徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。(収納課)

【回答】

今年度、参加していません。今後については未定です。

★【2】福祉医療制度について (保険年金課)

①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

現在、県においては、平成26年度に向けた福祉医療制度の見直しが検討されています。当市としては、その動向に注視すると共に現制度が縮小されることがないよう要望していきます。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

本市では、平成22年7月から小学3年生までの現物給付(窓口無料)を拡大したところであり、平成22年10月から小学4年生から高校3年生までの通院、及び高校1年生から高校3年生までの入院について、医療費の3分の2を助成する制度を実施しています。

本来は誰がどこに住んでいても安心して子どもを生み育てることのできる環境が確保されるよう、国が統一的に子育て支援施策を展開すべきと考えており、国の責任において子ども医療費の助成制度を創設するよう市長会等を通じて要望しています。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】

本市では、一般的の病気については、平成22年7月から精神障害者手帳1・2級の所持者は、自己負担額の2分の1の償還を実施しております。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

国民皆保険制度を堅持するには、増大する医療費を高齢者を含めた社会全体で支えることが重要であり、そのためには世代間の負担の明確化と公平化を図ることが必要と思われますので、高齢者の医療費無料化は困難と考えます。

なお、ひとり暮らし高齢者(非課税者)への医療費無料化については、県の補助制度が廃止された平成20年8月以降も、引き続き後期高齢者福祉医療費給付制度の対象として、市単独で医療費の助成をしています。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1)介護保険について（長寿社会課）

①介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】

平成24年度からの3年間で給付費基金の取り崩し(230,000,000円)と財政安定化基金の取り崩し(26,514,600円)により介護保険料基準月額を363円引き下げ3,995円としています。また保険料段階については、低所得者層の負担割合を市独自に軽減(第1段階0.5→0.4、第3段階0.75→0.6、第4段階0.75→0.7等)するとともに、所得に応じた負担となるよう多段階化は10段階としています。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

介護保険料所得段階が第2段階の方のうち、生活保護基準以下に相当する世帯の方を対象に、第1段階の保険料と同額まで引き下げる減免制度を設けています。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

低所得者の方への負担の軽減措置として、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費の支給、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度などを実施しています。

また、震災、火災などの災害により被害を受けた場合や所得が著しく減少する場合には、利用料を減免する制度があります。

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

【回答】

現時点では、「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施予定はありません。また、要介護状態となるのを予防するため、地域支援事業の充実に努めます。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】

介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金を活用して、平成23年度地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護(25人)を2か所、認知症対応型共同生活介護(18人)を1か所、認知症対応型通所介護(12人)を1か所整備しました。さらに、平成24年度中に認知症対応型共同生活介護(18人)を1か所、平成26年度には、特別養護老人ホーム(定員数100名、ショート20名)を1か所整備する予定です。

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

【回答】

地域包括支援センターは、市直営で、市内6か所に設置しています。

⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】

介護職員の処遇改善に取り組んだサービス事業者へ介護報酬を加算交付する財政的な支援が実施されています。また県が人材育成に向けた研修を実施しています。

(2)高齢者福祉施策の充実について

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。（長寿社会課）

【回答】

ひとり暮らし高齢者には週3回の牛乳等の配達、ひとり暮らし、高齢者世帯については配食サービスを実施し、安否確認を行っています。

また、ひとり暮らし、高齢者世帯に対して、掃除、調理、洗濯、買い物等の生活支援事業も行っています。

イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。（長寿社会課）

【回答】

高齢者や障害者などの外出支援のため、85歳以上の高齢者又は84歳以下の身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級所持者のうち希望者に、1か月あたり4枚のタクシー利用券を配布し、料金の助成を行っています。

ウ.宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。（長寿社会課）

【回答】

高齢者の集まりの場として、各地域の老人福祉施設を利用して、高齢者の閉じこもり予防を目的とした高齢者生きがいサロン事業を実施しています。

エ.高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。（都市計画建築課）

【回答】

財政状況が厳しい現時点では、公費による高齢者住宅の整備は困難と考えます。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。（長寿社会課）

【回答】

ひとり暮らし、高齢者世帯の状況により、必要に応じて週1～5回昼食を配達しています。
利用料金については、現状維持に努めます。

また、閉じこもり予防事業として、二次予防対象者に高齢者生きがいサロン事業を実施しています。

★(3)障がい者控除の認定について（長寿社会課）

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】

市が所有する介護認定資料により、要介護1～5の認定を受けている方について、障害の程度を確認して、障害者控除対象者として認定しています。

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】

市広報誌で周知するとともに、控除対象者になる方には個別に申請案内文書を送付し、周知徹底に努めています。

2. 高齢者医療などの充実について（保険年金課）

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

【回答】

現在、後期高齢者医療に関しましては、愛知県後期高齢者医療広域連合より申請の案内を送付し、窓口で申請いただいております。2回目以降は申請が不要ですので、申請にかかる負担は軽減されていると考えます。

申請書の送付については、広域連合との連携が必要となりますので、要望していきます。

なお、電話でお問い合わせいただいた方には、個別に郵送しております。

国民健康保険該当者には個別に送付しています。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

【回答】

資格証明書の運用については、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用することとされており、この方針に基づき、県後期高齢者医療広域連合とも連携を図り、納付相談の実施等適切に対応していきます。

なお、現在、本市で資格証明書及び短期保険証の発行はありません。

3. 子育て支援などについて

①妊娠婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。（健康推進課）

【回答】

妊娠婦健診は、平成21年度から公費負担回数を14回まで拡大実施しています。産婦健診については、国等の動向を注視しながら検討していきます。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の中止までとしてください。
申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明
が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。
支給内容を拡充してください。（学校教育課）

【回答】

生活保護基準額の1.2倍未満で行っています。申請の受付は、教育委員会及び学校でも
受け付けています。また、申請手続きに民生委員の証明は必要としません。
平成24年度から新たにPTA会費及び生徒会費を支給できるよう内容を拡充しています。

③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。（学校教育課）

【回答】

学校給食法において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や運営に要する
経費は学校の設置者である市が負担することとなっていますが、食材費、いわゆる学校給
食費は、学校給食を受ける児童・生徒の保護者の負担とすることとなっています。

④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。（学校教育課）

【回答】

国による「食品中の放射性物質の新たな基準値」が今年度4月に設定され、規制が厳しくなり
ましたので、市場に出回っているものは厳しい基準をクリアした物であると考えております。
また、これまで野菜を中心になるべく愛知県産や岐阜県産など、近隣の食材を使うよう努め
てきました。今年度4月末には地元農家の方を中心とした「犬山子ども食育応援団」が発足し、
地元野菜の納入について協力体制が整ったので、今まで以上に地元産食材の使用が増え
ていくものと考えています。

⑤女性、特に妊娠婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。（防災安全課）

【回答】

昨年、市の指定避難所を23か所から47か所に増設しました。避難所には、男性1名、女性
1名、計2名の職員を配置し、避難された方に応対させていただくことにしています。

今後も、市民のみなさんからいただいたご意見等を踏まえ、改善を図っていきたいと考えてい
ます。

4. 国保の改善について（保険年金課）

①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】

都道府県単位化によるメリット・デメリットを分析したうえで判断していきたいと思います。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、
減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】

平成24年度は、減税のため法定繰入分は減少する見込みですが、その他繰入金は前年度より約1,700万円を増額した予算としています。

保険税に関しては、平成24年度から医療分の均等割・平等割をそれぞれ3,600円づつ
引き下げる減税を実施しました。減免につきましては、22年度から非自発的失業者に対し軽
減制度を実施し、所得が急激に減少する方の負担軽減を図っているところです。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】

現状では、困難と考えます。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

【回答】

22年度より生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免を実施しました。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】

県下市町の減免基準や一般の市民感覚を勘案すると、ここまで拡大することは困難と考えます。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】

他の納税者とのバランスを考慮する必要はありますが、医療を受ける権利を保障する観点に立ち、国規定そのままの運用ではなく、滞納額や生活実態を考慮した上で運用しています。また、高校生までの児童については、全て郵送を行っております。現在、資格証明書を発行している世帯はありません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

【回答】

給付の制限はしていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6か月としてください。

【回答】

滞納や年数などが一定の基準以下であれば、正規の保険証を交付しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】

徴収や滞納処分をする上で生活状況や財産の調査は欠かせません。ご指摘のとおり生活実態を無視したような処分は行っていません。逆に「納められるのに納めない」ような滞納者には、負担の公平の見地から厳しい処分を行っていきます。無保険者対策については、転入時に保険のない方への国保加入勧奨を行っていますが、市町村で無保険者の実態を把握することは難しいと考えます。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】

22年度より生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に一部負担金の減免を実施しました。周知については、医療機関、全被保険者への通知等により行っています。

5. 障がい者・児施策の拡充について

①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。（福祉課）

【回答】

障害福祉サービスは、本人負担が重くならないよう国の軽減措置は講じられており、また、地域生活支援事業は、市が実施する事業として事業の目的等を考慮し、本人負担が重くなりすぎないよう、サービス内容により利用料の無料を含めた軽減措置を行っています。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。（福祉課）

【回答】

障害程度区分で利用時間の支給制限はしていません。個別に実態を調査・勘案し必要量を支給しています。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。（福祉課）

【回答】

通所・通学は、「通年かつ長期にわたる支援」として、利用ができませんが、事情により、一時的に利用することは可能です。

★④障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。（長寿社会課）

【回答】

介護保険制度は国民全体で支え合うことを基本理念にしています。

その主旨に基づき、障害者の方についても利用料の負担をお願いしています。

⑤避難所のバリアフリー化をすすめてください。（防災安全課）

【回答】

市が指定している避難所は、既存の公共施設が中心ですが、一部は、民間企業が所有している施設、町内会・自治会等が所有している施設をお借りしているものもあります。

バリアフリー化については、避難者のみならず、通常の使用においても、推進を図るべき課題ですが、現状は、施設の所有・管理者において行われています。

今後、国において、避難所・経路のバリアフリー化を進める地方自治体向けの手引きが改定される予定ですので、その内容を見ながら、市においても検討を進めたいと考えています。

⑥集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児、高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。（福祉課）

【回答】

このような福祉避難所の設置は有効なものと考えますが、施設にも大きな負担となり、一自治体で出来ることには限りがあります。関係機関を含め検討していきたいと考えています。

⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。（福祉課）

【回答】

災害時要援護者については地域での見守りが迅速な救助につながるものと考え、台帳を整備し、町会長と民生委員へお渡ししています。また、広域での情報共有につきましては今後検討していきます。

6. 健診事業について（健康推進課）

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】

現在、特定健診、各種がん検診、歯周疾患検診は、自己負担金を徴収していますが、後期高齢者、生活保護受給者及び非課税世帯の方は、自己負担金を免除しています。

②40歳未満の住民を対象にした一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】

現在、18～39歳までの方を対象に歯科検診も併せて自己負担 1,500 円で健康診査を実施しています。

7. 予防接種について（健康推進課）

★①Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようにしてください。

【回答】

平成23年1月から無料で受けられるようになりました。

②高齢者用肺炎球菌、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】

高齢者用肺炎球菌は、平成23年6月より助成しています。

水痘、流行性耳下腺炎、B型肝炎は、定期化に向け国が検討中です。

8. 生活保護について（福祉課）

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】

生存権の確保を基本として、生活保護申請は適正に受理しています。また、保護の必要な人には、開始の決定をし、速やかに扶助費を支給しています。

②就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

【回答】

2年前から正規職員のケースワーカーを1名増員するとともに、臨時職員の就労支援員も配置しています。今年度においても引き続きこの職員体制を維持し、就労支援や生活指導等を行っていきます。

③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの窓口等への配置はやめてください。

【回答】

警察官OBは配置していません。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①消費税増税法および社会保障制度改革推進法は撤回してください。また、マイナンバー制度は導入しないでください。（**保険年金課他**）

【回答】

法律が可決された現在、今後の国の動向を注視し、市として必要な意見は県を通じあげていきます。マイナンバー制度については、制度のメリット、デメリットを研究していきます。

- ②消えた年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。特例水準解消を理由とした2.5%の年金削減は撤回してください。年金の自動削減装置である「マクロ経済スライド」を撤回してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。（**保険年金課**）

【回答】

年金記録問題については、日本年金機構により、本人の年金記録をお知らせする年金定期便や、記録の持ち主と思われる方への黄色便などにより周知・確認を進めており、市役所窓口においても、年金手帳を複数お持ちの方などは、年金事務所に確認を行っているところです。

また、年金確保支援法に基づき本年10月から3年間に限り、過去10年まで遡って納付を可能とする後納制度が開始され、さらに、本年8月に成立した社会保障と税の一体改革関連法では、最低保障年金を今後「社会保障改革国民会議」において協議すること、父子家庭への遺族基礎年金の拡大(2014年4月施行予定)、低所得年金受給者への給付金の支給(2015年10月施行予定)、受給資格期間の短縮(現行25年→10年、2015年10月施行予定)など、受給権の確保・拡大を目的とした大規模な改正が続いております。

市としては今後も適切に制度の周知に努めつつ、引き続き動向を見守っていきたいと考えております。

- ③後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。（**保険年金課**）

【回答】

後期高齢者医療制度は、従来の老人保健制度に問題点があり、制度改革が必要との認識に基づき、増大する高齢者の医療費を社会全体で支え、世代間の負担の明確化と公平化を図ることで、国民皆保険制度を堅持するために創設された制度であると考えます。

制度創設後4年半が経過し、制度は定着しつつある状況です。また、新しい高齢者医療制度実施に向け、社会保障制度改革国民会議の中で協議が行われる予定ですので、今後の動向を注視していきます。

国民健康保険の都道府県単位化は、内容を分析してから判断していきたいと考えます。国庫負担については、市町村国保の財政負担が増加しないよう要望していきます。

- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護・福祉労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。（**長寿社会課**）

【回答】

社会保障改革や介護報酬改定の検証など国の動向を注視していきます。

⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。(保険年金課・健康推進課)

【回答】

当市では、誰がどこに住んでいても、安心して子どもを生み育てることのできる環境が確保されるよう国が統一的に子育て支援施策を展開すべきと考えており、国の責任において子ども医療費の助成制度を創設するよう市長会等を通じて要望しています。また、国保の負担金減額撤廃についても、要望しています。

⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。(健康推進課)

【回答】

機会を捉え、要望していきます。

⑦障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。(福祉課)

【回答】

介護保険の利用を優先としておりますが、介護保険制度にはないサービスや、障害者の特性により必要となる支援については、障害者福祉制度によるサービスが利用できます。

⑧Hib、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。(健康推進課)

【回答】

Hib、小児用肺炎球菌、HPVについては、平成25年度から定期化が決定しています。水痘、流行性耳下腺炎については、定期化に向け国が検討中です。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について(保険年金課)

①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

現在、県においては、平成26年度に向けた福祉医療制度の見直しが検討されています。当市としては、その動向に注視すると共に現制度が縮小されがないよう要望していきます。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

本市では、平成22年7月から小学3年生までの現物給付を拡大し、さらに平成22年10月からは小学4年生から高校3年生までの通院、高校生の入院について、医療費の3分2助成を開始しています。

本来は誰がどこに住んでいても、安心して子どもを生み育てることのできる環境が確保されるよう、国が統一的に子育て支援施策を展開すべきと考えており、国の責任において子ども医療費の助成制度を創設するよう市長会等を通じて要望をしています。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病氣にも広げてください。

【回答】

本市では、一般の病氣については、平成22年7月から精神障害者手帳1・2級の所持者は、自己負担額の2分の1の償還を実施しております。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

国民皆保険制度を堅持するには、増大する医療費を高齢者も含めた社会全体で支えることが重要であり、そのためには世代間の負担の明確化と公平化を図ることが必要と思われます。

現在、後期高齢者福祉医療費給付制度は、一定の障害を持った高齢者、ねたきり高齢者や認知症高齢者等を対象に医療費の無料化を実施しています。

(2)県民の医療を守るために

①後期高齢者医療制度について

ア、後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。（保険年金課）

【回答】

愛知県下では、後期高齢者医療制度への加入を要件とする統一的な取り扱いをしていますので、この取り扱いが継続されるものと考えます。

イ、後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。（保険年金課）

【回答】

愛知県後期高齢者医療広域連合から平成21年7月31日付で愛知県知事に対し、健康診査事業への財政支援の要望書を提出しています。

②国民健康保険への県の補助金を増額してください。（保険年金課）

【回答】

県補助が（事業費補助金）が減額されていることは問題として認識しており、復元増を求めています。平成23年7月22日の県市懇談会でも、県補助金の確保拡大を要望しています。

③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。（福祉課）

【回答】

障害福祉サービス等は、本人負担が重くならないよう国の軽減措置は講じられており、また、地域生活支援事業は、市が実施する事業として事業の目的等を考慮し、本人負担が重くなりすぎないよう、サービス内容により利用料の無料を含めた軽減措置を行っています。

④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。（福祉課）

【回答】

機会を捉え、県に要望していきます。

⑤東海・東南海・南海の三連動地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。（防災安全課）

【回答】

災害時医療体制の充実は、安全安心のまちづくりを進めるうえで非常に重要な事項であると認識しています。

しかし、一自治体で出来ることには限界がありますので、機会をみて、関係機関に働きかけていきたいと考えています。

⑥県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。（健康推進課）

【回答】

機会を捉え、県に要望していきます。

⑦厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。（健康推進課）

【回答】

看護師養成のため尾北看護専門学校の支援を継続していきます。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。（保険年金課）

【回答】

愛知県後期高齢者医療広域連合から、平成21年7月31日付で愛知県知事に対して、健康診査事業への財政支援の要望書を提出しています。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。（保険年金課）

【回答】

低所得の負担軽減として、保険料については、均等割の軽減(9割、8.5割、5割、2割)及び所得割の軽減制度が設けられており、また、一部負担については、入院時の負担の上限額と食事の自己負担額を軽減する制度が設けられています。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。（保険年金課）

【回答】

資格証明書の運用については、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って摘要することとされており、愛知県後期高齢者医療広域連合においても、この方針に基づき適切に対応されていると考えます。

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。（保険年金課）

【回答】

現在、後期高齢者医療制度に関する懇談会には、被保険者、医療関係者、保険者団体、学識経験者の代表者が委員として参加され、後期高齢者医療制度の円滑な運営のための有益な意見をいただいているいます。

また、各市町村窓口等において、被保険者からの意見等は愛知県後期高齢者医療広域連合へ伝えるよう努めています。

以上